

## 平成 30 年度高知県滞在型・体験型観光施設整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和 43 年高知県規則第 7 号。以下「規則」という。）第 24 条の規定に基づき、高知県滞在型・体験型観光施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的)

第 2 条 県は、農林漁業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上、雇用の増大等の取組を支援し、農山漁村の活性化、自立及び維持発展を推進するため、「農山漁村振興交付金実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2325 号農林水産事務次官依命通知）」で規定する「農山漁村振興推進計画」に基づき、補助事業者が行う施設整備等の事業（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象経費、補助率等)

第 3 条 補助事業の補助対象経費、補助率等は、別表第 1 に定めるとおりとし、算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

### (補助金の交付の申請)

第 4 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第 1 号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

### (補助金の交付の決定)

第 5 条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

### (補助の条件)

第 6 条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守するとともに、間接補助金の交付に際して、事業実施主体に対し同様の条件を付さなければならない。

(1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書

類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管すること。

- (2) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
  - (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図らなければならないこと。
  - (4) 補助事業により取得し、効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
  - (5) 前号の規定により知事の承認を得て財産の処分をしたことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
  - (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過していないものは、別記第4-2号様式による財産管理台帳及びその他の関係書類を保管すること。
  - (7) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
  - (8) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を間接補助事業者又は契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
  - (9) 補助事業者が県税の納税義務者である場合は、県税の滞納がないこと。
- 2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項各号に掲げる条件のほか、補助金の交付の決定に必要な条件を付することができるものとする。

（補助事業の重要な変更）

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第2号様式による補助金変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 事業内容の重要な部分に関する変更（事業主体の変更、設置設備の変更等）
- (2) 補助金額の増額
- (3) 補助金額の30パーセントを超える減額

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合は別記3号様式により知事の承認を受けなければならない。

（実績報告等）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別記第4号様式による実績報告書を、補助

事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

- 2 第 4 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付を申請した補助事業者は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第 4 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第 5 号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第 10 条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 補助事業者が規則若しくはこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- (2) 補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施が著しく不適當であると認められたとき。
- (5) 事業実施主体が処分制限期間内に当該補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を処分したとき又は補助目的に沿って使用しなくなったとき。
- (6) 補助事業者又は事業実施主体が別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると知事が認めるとき。

(利用状況の報告)

第 11 条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の利用状況等について、事業完了の翌年度から 3 年間、別記第 6 号様式による利用状況等報告書を、毎年 5 月 31 日までに知事に提出しなければならない。

(災害等の報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した施設等が、処分制限期間内に災害等により使用することができなくなったときは、直ちに別記第 7 号様式により知事に報告しなければならない。

(グリーン購入)

第 13 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 14 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 月 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 31 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条第 1 号及び第 3 号から第 6 号まで、第 9 条第 3 項、第 10 条、第 11 条、第 12 条並びに第 14 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1

補助対象事業	補助対象経費	補助の条件	補助率	補助事業者	事業実施主体
施設整備事業	古民家等を活用した滞在施設、漁業・漁村体験施設、地域への水産物販売施設等、渚泊（※1）を推進するために必要となる施設等の整備	<p>「農山漁村振興交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2325号農林水産事務次官依命通知）」で規定する「農山漁村振興推進計画」に基づく施設等の整備であること。</p> <p>「農山漁村振興交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2327号農林水産事務次官依命通知）」別表1「2農山漁村交流対策（1）農泊推進対策ウ施設整備事業（ア）活性化計画に基づかない施設整備」に該当する事業であること。</p>	10分の1以内	市町村、地域協議会（※2）、漁業協同組合	市町村、地域協議会の中核となる法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者が組織する団体及び特定非営利活動法人

※1 渚泊

農泊のうち、漁村地域における滞在のこと

※2 地域協議会

「農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2292号農林水産省農村振興局長通知）」に規定する地域協議会

別表第2（第5条、第6条、第10条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。